

## 野木ブランド認定審議会設置要綱

(設置)

第1条 野木ブランド認定要綱第4条に規定する野木ブランド（以下「ブランド」という。）の認定のための諮問機関として、野木ブランド認定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、ブランドに関する事項について、審査、審議及び調査し、答申する。

(委員)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織し、その委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農・商・工の各産業界において相当な知識経験を有する者
- (2) 観光及び流通業界において相当な知識経験を有する者
- (3) マーケティングに関して相当な知識経験を有する者
- (4) 関係機関の職員

2 ブランド認定申請者は、委員にはなれない。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(モニター制度)

第7条 審議会は商品の審査をするため、一般町民による評価（以下「町民モニター」という。）を実施する。

2 町民モニターは、公募により10人程度募集する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月30日から適用する。